

徳島県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、平成27年度の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月11日

徳島県監査委員	川	村	廣	道
同	稻	田	米	昭
同	原		孝	仁
同	藤	田	元	治
同	中	山	俊	雄

平成 2 7 年度

行政監査結果報告書

徳島県監査委員

目 次

第 1	行政監査の趣旨	1
第 2	監査の対象	
1	監査対象事務	1
2	選定理由	1
3	監査対象機関	1
4	監査対象期間	1
5	監査の方法	1
6	監査の着眼点	2
第 3	防災資機材等の概要	
1	防災資機材等の種別	2
2	監査対象機関と主な防災資機材等の内容	3
第 4	監査の結果	
1	はじめに	5
2	着眼点ごとの所見	5
(1)	地震について	5
ア	防災拠点施設について	5
(ア)	防災資機材等の調達・確保について	5
(イ)	保管場所と保管態勢について	6
(ウ)	品質・機能の確保について	7
(エ)	定期的な使用訓練について	7
イ	災害拠点病院について	8
(ア)	防災資機材等の調達・確保について	8
(イ)	保管場所と保管態勢について	9
(ウ)	品質・機能の確保について	9
(エ)	定期的な使用訓練について	9
ウ	医薬品等について	10
(ア)	防災資機材等の調達・確保について	10
(イ)	保管場所と保管態勢について	11

(ウ) 品質・機能の確保について	11
(2) 水害について	12
ア 防災資機材等の調達・確保について	12
イ 保管場所と保管態勢について	13
ウ 品質・機能の確保について	13
エ 定期的な使用訓練について	13
(3) 雪害について	14
ア 防災資機材等の調達・確保について	14
イ 保管場所と保管態勢について	14
ウ 品質・機能の確保について	15
エ 定期的な使用訓練について	15
第5 まとめ	16

第1 行政監査の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき，一般行政事務について適正かつ効率的な運営を確保するため，合規性，経済性，効率性及び有効性の観点から行うものである。

第2 監査の対象

1 監査対象事務

防災資機材等の状況について

2 選定理由

平成23年3月に発生した東日本大震災は，想定を遥かに超えた甚大な被害を与え，多くの人命が失われた。本県においても，南海トラフを震源とする巨大地震の発生が危惧されており，大規模な地震津波災害の発生に備えた迅速で適切な対応が求められている。

また，昨今の地球規模での気候変動によるゲリラ豪雨の発生や平成26年12月に県内に甚大な被害を与えた大雪に対する災害対応も必要になっている。

こうしたことから，本件監査においては，これらの災害に備えた防災資機材等の実態を把握するとともに，その管理状況等について検証し，もってその機能強化に資するものとする。

3 監査対象機関

徳島県地域防災計画において県が整備，備蓄することとしている防災資機材等についてその所管課及び保管機関を監査の対象とした。

4 監査対象期間

この監査は，平成27年6月から平成28年3月までの間で実施した。

5 監査の方法

監査を実施するにあたり，監査対象となる所管課に対して，保管している防災資機材等の品目・数量，管理の状況等について記載した監査調書の提出をもとめ，提出された監査調書に基づき，監査事務局職員が実施した予備調査を踏まえ，必要に応じて，監査委員が関係者の意見を聴取し，現場を確認することにより実施した。

6 監査の着眼点

この監査においては、次の項目を着眼点とした。

- (1) 適正に防災資機材等の調達・確保が図られているか。
- (2) 保管場所が適切に確保され発災時において迅速に活用できる保管態勢であるか。
- (3) 定期的な確認を行い、品質・機能を確保しているか。
- (4) 定期的な使用訓練を行っているか。(医薬品等を除く。)

第3 防災資機材等の概要

1 防災資機材等の種別

災害の態様に応じた県としての役割ごとに、監査の対象とする防災資機材等の種別を次のように分類し、その現状を分析することとした。

- (1) 災害時に迅速かつ適切な応急災害対策を実施するために防災拠点施設に整備された資機材
- (2) 災害時に多発する救急患者の救命医療や災害派遣医療救護チームの派遣機能等を有する災害拠点病院に整備された資機材
- (3) 大規模災害時の医療救護活動に必要となる医薬品等の供給に向け、あらかじめ分散備蓄している医薬品等
- (4) 洪水又は高潮等の水害を防御し、被害を軽減するための水防活動に必要な資機材
- (5) 雪害による集落の孤立化対策のために配備された資機材

2 監査対象機関と主な防災資機材等の内容

監査対象機関における防災資機材等の種別と主な防災資機材等の内容は次のとおりである。

防災資機材等の種別		監査対象機関		主な防災資機材等
		所管課	保管機関	
地震	防災拠点施設に整備された資機材	とくしまゼロ作戦課・消防保安課	防災人材育成センター	救助活動用ユニット，画像探査機，エアーテント，音響探査機，消火バケツトほか
		南部総合県民局津波減災部	南部防災館	発電機，浄水器，投光器ほか
		警察本部警備課	警察本部ほか13機関	レスキュー車，破壊用具，救命ボート，チェーンソー，エンジンカッターほか
	災害拠点病院に整備された資機材	病院局経営企画課	県立中央病院 県立三好病院 県立海部病院	超音波診断装置，酸素吸入装置，衛星携帯電話，エアーテント，DMAT物品ほか

防災資機材等の種別		監査対象機関		主な防災資機材等
		所管課	保管機関	
地震	分散備蓄している医薬品等	薬務課・健康増進課	県立中央病院ほか 10機関	抗生物質製剤， 輸液製剤，解熱 鎮痛消炎剤，降 圧剤，糖尿病用 剤ほか
			徳島保健所ほか9 機関	消毒液，伸縮包 帯，脱脂綿ほか
水害	水防活動に必要な資機材	河川整備課	東部県土整備局 （徳島水防倉庫） ほか8機関 （11箇所）	スコップ，ツル ハシ，土嚢キッ トほか
雪害	雪害による集落の 孤立化対策のため に配備された資機 材	とくしまゼロ作戦 課	防災人材育成セン ター 西部総合県民局 南部総合県民局	除雪機，山岳用 ストック，寝袋 ストレッチャー ほか
		警察本部地域課	警察本部ほか5機 関	アウター上下， 登山靴，かんじ きなど雪山登山 用品

第4 監査の結果

1 はじめに

徳島県地域防災計画では、これまでの災害の経験に加え、複合災害のリスクなどを踏まえ、災害時に被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針にするとともに、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、防災機関がとるべき災害応急対策等の基本的事項を中心に定め、各防災機関はこれに基づき、その具体的推進に努めることとしている。

今回、災害応急対策等において必要不可欠となる防災資機材等の状況について、あらかじめ定めた着眼点に基づき、監査調書による確認と監査対象機関からの聞き取り及び実地調査（保管品目の種類が多く、特定の地域に偏らないよう抽出して選定）を実施した。

今回の監査では、各機関が保有する防災資機材等の実態を把握し、適切に管理され、有効に活用されているか等の観点から監査を行ったところであるが、おおむね適正と認められた。その調査結果及び監査委員としての意見については、以下のとおりである。

2 着眼点ごとの所見

(1) 地震について

ア 防災拠点施設について

(ア) 防災資機材等の調達・確保について

防災人材育成センターにおいては、災害時人命救助に使用するための資機材や大規模火災の消火に当たり自衛隊ヘリが使用する散布装置等が配備されていた。

人命救助用の資機材については、防災センター建設時に消防長会からの要望に基づき、県内各消防機関の保有する救助用資機材の保有状況を把握した上で、それらを補完するための整備を行った。これらの資機材については、消防機関において、災害時人命救助に使用するための資機材が不足した場合に、県が貸し出すために配備している。

火災の消火に供する散布装置については、「火災（林野火災）・救急救助事故災害等対応マニュアル」において、ヘリ6機に対して14基が目安とされており、現在の配備数は、その使用数量や予備を考慮して決定していた。

南部防災館においては、南部圏域において、消防団等が災害救助を行う場合に資機材が不足し、町から要請があった場合、貸し出すための資機材を配

備している。

県警察においては、災害時人命救助に使用するための資機材が配備されていた。

「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」において、都道府県警察は災害警備用装備資機材の整備に努めることとされており、交番、駐在所、警察署、警察本部ごとに整備すべき装備資機材の品目が規定されている。上記計画を受け、県警察においても「徳島県警察大震災等警備計画」を定め、部署ごとに整備充実に努めるべき装備資機材の品目を規定している。また、各部署に配備されている装備資機材の数量は、地震、風水害被害等の発生想定と所属配置人員により算定されていた。

なお、各機関とも、他県の配備状況を確認し、必要と思われる資機材については、随時購入を行っている。

(イ) 保管場所と保管態勢について

防災人材育成センター及び南部防災館においては、資機材の保管にあたって、資機材が散逸しないよう配置場所を定め、防災資機材としての用途ごとに表示を行い、他の物品とは明確に区分し、棚に整理整頓して置かれていた。

また、多種多様な資機材を保管していることから、実際の利用にあたって作業効率を高めるため、用途に応じて搬出できるよう、移動スペースを確保するとともに、相当な重量となる資機材をまとめて搬出するための台車も確保されていた。

さらに、浸水対策が必要な防災人材育成センターの倉庫は、嵩上げされ、津波浸水被害に対応できるようにしており、南部防災館の倉庫とともに、運搬用トラックを横付けしてスムーズに資機材を搬入・搬出できるような工夫も見られた。

その他、災害発生時における休日、夜間の指揮命令系統を整え、資機材の搬出が円滑に進むよう、保管場所の解錠手順等について所管課と保管機関で情報共有するとともに、関係機関や団体と協定を締結すること等により、災害発生時における緊急輸送態勢を整えていた。

県警察においては、県警本部のほか、機動隊や各警察署に分散して資機材が配備されていた。

資機材の保管にあたっては、資機材が散逸しないよう配置場所を定め、防災資機材としての用途ごとに、他の物品とは明確に区分し、棚に整理整頓して置かれていた。

また、多種多様な資機材を保管していることから、用途に応じて搬出でき

るよう移動スペースを確保するとともに、平時からレスキュー車に即応用資機材を積み込んで迅速に出動できる態勢を整えていた。

さらに、浸水被害が想定される保管場所においては、止水板、防潮板、耐浪壁等の浸水対策を計画的に講じている。

なお、組織的な対応をする必要があるため、物品の管理は「徳島県警察装備品資機材管理システム」において行っていた。このシステムを活用することにより、各所属間において相互に活用し得る態勢を整えている。

(ウ) 品質・機能の確保について

防災人材育成センター及び南部防災館においては、所管課において点検を行っており、保管台帳を基に数量や品目の照合を行うほか、資機材の欠損について目視確認をし、機械類については稼働の可否等について確認していた。

その結果、欠損等が判明したものについては修繕、補填及び更新を計画的に行っていた。

県警察においては、「徳島県警察装備品管理規程」において定期点検を行うことが定められており、数量確認のほか、動作確認を行っている。

その結果、欠損等が判明したものについては修繕、補填及び更新を計画的に行っていた。

(エ) 定期的な使用訓練について

防災人材育成センターにおいては、消防学校で実施される、新たに採用された消防職員に対して行う初任教育訓練、あるいは、現任の消防職員及び主として基礎教育訓練を終了した消防団員に対して行う、特定の分野に関する専門的な訓練である専科教育訓練（救助科・警防科）において使用訓練を行っている。

また、県の総合防災訓練や県の新規採用職員研修等、様々な機会を活用して、資機材の使用訓練を行っている。

南部防災館においても、南部圏域の防災訓練の機会には、点検も兼ね使用し、稼働確認を行っている。

県警察においては、「徳島県警察装備品管理規程」においてすべての職員が装備品を効果的に使用できるよう用途及び性能、取扱い及び使用要領、手入れ及び保管方法について実情にあった教養訓練を行わなければならないとしている。

毎年実施している県の総合防災訓練においては、オフロードバイクによる情報収集、事故車両からの閉じ込められた負傷者の救出、レッカー車による

妨害車両の排除等の救助活動の訓練を行うほか、県警内の幅広い部署が加わる警察災害派遣隊としての訓練を随時実施するとともに、各警察署単位において、訓練のテーマを決め、資機材の使用訓練を年1回以上行っていた。

[意見]

防災人材育成センターは、平常時には防災啓発施設として利用され、大規模災害が発生した非常時には、災害対策活動の拠点施設となる。

当初配備した資機材については適正に品質・機能の確保がなされているが、平成16年4月の開設以来、10年余りが経過し、中には耐用年数を迎えるものもあることから、今後とも、計画的に更新を行うとともに、最新の資機材について、必要性があれば導入を促進していただきたい。

また、消防学校が併置されているメリットを活かして、引き続き消防学校で実施する各種訓練を通じて、資機材を積極的に活用し、災害現場の第一線で活動する消防職員、消防団員の資質向上を図っていただきたい。

県警察においては、災害時に警察官が迅速に救出救助活動を行えるように、本部及び各警察署に災害救助用資機材を配備し、機動隊を中核とし、平時から訓練を積み重ねて大規模災害発生時の対応に備えられている。

東日本大震災の発生以降、大規模災害発生時における警察組織の役割はますます重要となっており、県民の関心も高まっている。

大規模災害発生時に備えて、今後も様々な事態を想定した実践的な訓練を行い、災害発生時に迅速かつ的確な災害対処能力が発揮されるよう、積極的な取組を期待する。

イ 災害拠点病院について

(ア) 防災資機材等の調達・確保について

救急患者の救命医療のための資機材として、災害拠点病院の指定要件に必要な品目を基準に、地域特性や災害想定規模等の要素を加味した上、県立3病院が状況に応じて必要分の備蓄を行っている。

災害拠点病院に設置されるDMAT（災害急性期での活動トレーニングを受けた機動性を持つ医療チーム）の活動に係る資機材として、出勤先で使用する医療資材が配備され、県立中央病院及び県立三好病院にはDMAT専用車両、県立海部病院にはDMAT優先の器材搬送車両が整備されていた。

県立中央病院及び県立三好病院においては、傷病者の重症度に基づいて治療の優先順位を選別するトリアージを実施できるスペースが確保されていた。

また、災害発生時には、廊下や受付、玄関等を開放して多数の傷病者に対し医療行為を実施できるよう建物の廊下部分に酸素吸入装置や非常用電源が整備されていた。さらに、電力供給の停止に備え、3日分以上の自家発電に供する燃料の備蓄が行われていた。

現在、南海トラフ巨大地震の浸水想定区域にあるため、高台移転に向け建設が進められている県立海部病院については、他の県立2病院と同様に多数傷病者受け入れのための機能を建物に持たせるとともに、自家発電の燃料備蓄については7日分以上を確保するほか、太陽光発電設備やツインヘリポートを整備するなど、施設自体の防災機能を高め、併せて資機材についても充実を図る予定としている。

(イ) 保管場所と保管態勢について

災害発生時には、災害拠点病院は救護の最前線となり迅速かつ的確に医療活動を行わなければならない。各病院ともに24時間交代制で多数の職員が従事しているため、何時災害が発生しても混乱することなく、どの職員でも対応ができるように、品目内容を分かりやすく表示の上、棚や保管庫等で管理されていた。緊急時に無理なく搬出できるよう、必要な移動スペースも確保されていた。

また、即時持ち出しの可能性のあるものについては、携帯性のある保管容器に入れるなどの工夫も見られた。

保管庫については施錠を行っているが、鍵の管理は24時間体制で警備員及び当直が配置されているため、緊急時の解錠については問題なく行うことができる。

海部病院については、現病院は南海トラフ巨大地震の浸水想定区域にあるため、2階以上の階層で保管可能なものについては、保管場所を工夫し、浸水被害を最小限にするよう努めている。

(ウ) 品質・機能の確保について

定期的な点検や訓練により、耐用年数の経過や品質・機能の低下が確認されたものについては、更新の必要性を検討し、優先順位をつけて更新している。

(エ) 定期的な使用訓練について

各県立病院では、災害発生時の防災資機材の搬出、配備の想定も含め、「多数傷病者受け入れ訓練」、「災害医療訓練」等において使用訓練を行っている。

このようなテーマを設けた訓練は、3病院それぞれで実施しており、病院単独で実施しているもの、県の関係機関と連携して実施しているもの、地域の関係機関と連携して実施しているもの等がある。

特に、災害発生後、急性期の救護活動では通信手段の確保が重要であるため、衛星回線による通信訓練は頻繁に実施されていた。

こういった訓練は資機材の使用方法の確認だけでなく、資機材の作動点検を定期的に行う機会となっている。

[意見]

現在建設中の県立海部病院の工事完了をもって県立3病院の建て替えは終了し、県立3病院の建物は、最新の防災機能を備えた施設となる。このようなハード面の機能アップに併せ、災害発生時に、これら建物や防災資機材の機能が最大限に活用されるように、他の災害拠点病院及びこれらを支援・補完する災害医療支援病院と連携し、合同研修・実地訓練によりそれぞれの機能を明確にし、迅速・正確に災害対応ができるよう態勢強化を図られたい。

また、基幹災害拠点病院である県立中央病院については、隣接する徳島大学病院と総合メディカルゾーンとして整備が進められており、質的・量的にも高次な対応が可能となるため、県の災害医療の中心としてさらに連携強化に努められたい。

ウ 医薬品等について

(ア) 防災資機材等の調達・確保について

災害直後初動期（約3日間）に必要な輸液製剤、抗生物質製剤等の初動期医薬品については、平成16年の南海トラフ巨大地震被害想定に基づき、災害時救急医薬品リストを参考に、救急患者用5,500人分を備蓄している。

また、慢性疾患用医薬品については、平成23年の東日本大震災の被害結果を踏まえ、厚生労働省平成20年度調査の県内患者数推計値と浸水想定に基づいて、四疾患（糖尿病、高血圧症、虚血性心疾患、喘息）患者用6,500人分を備蓄している。

防疫用薬剤については、平成16年の南海トラフ巨大地震被害想定に基づき、浸水家屋等の防疫処理に対応できるよう、消毒液5,500本を備蓄し、衛生材料についても同被害想定に基づき、災害時に臨時に設ける市町村の医療救護所での治療に対応できるよう5,500人分を備蓄している。

なお、医薬品については、良好な状態で経済的に管理するため、医薬品卸業者との委託契約により、医薬品の使用期限が切れる前に市場での流通過程

において入れ替えを行いつつ管理する，いわゆる「ランニング備蓄」を導入している。

(イ) 保管場所と保管態勢について

医薬品については，県立中央病院，防災人材育成センター，南部総合県民局美波庁舎，海陽町立海南病院，県立海部病院及び医薬品卸業者4社の営業所6箇所の計11箇所において分散備蓄している。

防疫用薬剤・衛生材料については，6保健所，鳴門・小松島県民サービスセンター，南部総合県民局阿南庁舎，薬学会館の計10箇所において分散備蓄している。

医薬品等（防疫用薬剤・衛生材料を含む）の保管にあたっては，散逸しないよう配置場所を定め，医薬品等の種類ごとにまとめ，使用期限が把握できるように表示をするとともに，棚や保管庫において整理整頓し，搬出にあたって支障がないよう必要な移動スペースも確保され，浸水想定区域にある保管場所については，医薬品等を浸水深以上の階で保管していた。

また，災害発生時においては，県，市町村，医療機関及び医薬品卸業者等の間で，迅速な対応ができるよう，あらかじめ連絡先と医薬品等の需給見込み等，相手に伝えるべき連絡事項を整理しており，災害時優先電話等により連絡することとしている。

さらに，市町村等から医薬品等の供給要請があった場合は，医薬品卸業者の協力を得て，事前届出をした緊急通行車両等を活用して，各保管場所から保健所職員，市町村職員等が現場へ搬送する態勢を整えている。

その他，市町村等からの要請に備え，鍵の保管場所や夜間・休日の対応方法を保管機関内で情報共有する等，適切な態勢を整えていた。

(ウ) 品質・機能の確保について

医薬品については，年1回，所管課において，品目と数量の確認を行っている。

さらに，医薬品のランニング備蓄を委託している医薬品卸業者からは，年2回，定期報告を受けている。

定期点検において，有効期間を確認し，有効期間満了時に随時更新することにより，有効期間を過ぎた医薬品が混在しないよう適正に管理している。

また，随時，製造販売中止となる医薬品もあることから，医薬品卸業者と連携を図り，交換時期を迎えた医薬品については，代替医薬品への転換を図っている。

防疫用薬剤及び衛生材料については、年1回、所管課において、品目と数量の確認を行っている。

有効期間のある防疫用薬剤及び衛生材料については、有効期間満了時に更新し、有効期間のない衛生材料については、劣化状態を見て計画的に更新している。

また、市町村へ払い出した薬剤等は、随時補填している。

[意見]

災害時緊急医薬品の備蓄に関しては、現在、南海トラフ巨大地震被害想定の見直しに対応し、初動期医薬品及び慢性疾患用医薬品の備蓄量の増強、医療圏域ごとに指定されている災害拠点病院への分散備蓄、被災リスクの高い地域での備蓄医薬品の災害拠点病院への移動が検討されている。

今後、これらの取組を促進するとともに、被災地における必要な医薬品の需給状況及び卸業者の供給能力を迅速に把握するための「災害時情報共有システム」の確立や、被災状況を的確に把握し、人材や資材の調整を行う「災害時コーディネーター」の養成に努め、必要な場所へ、必要な量を確実に医療機関や医療救護所に供給できる態勢づくりに万全を期していただきたい。

さらに、現在、発災時における傷病者の服薬情報の把握に活用されているお薬手帳に加え、「マイナンバー制度」を活用した、災害時における傷病者や避難者の病歴や服薬情報が把握できるシステムについて、検討を進めていただきたい。

(2) 水害について

ア 防災資機材等の調達・確保について

水防法第7条の規定により策定している「徳島県水防計画」において、水防管理団体（市町村）は、一定の区域間に水防倉庫を設置し、必要な資機材を備え付けるよう努めなければならないとされている。

また、同計画により県の役割は、水防管理団体の備蓄資機材が不足するような緊急の場合に際し、水防管理者の要請により、応急支援するための資機材を補完的に備蓄するものとされている。

備蓄に当たっては、堤防を越える越水に備えた土のうづくりに必要な土のう袋、スコップ、くいなどこれまでの資機材の使用状況を考慮し、備蓄品目を選定し、数量を算出している。

イ 保管場所と保管態勢について

「県水防計画」において、県の保管場所を定めており、東部県土整備局管内の徳島水防倉庫をはじめ、県下全域で11箇所の水防倉庫が設置されている。

資機材の保管にあたっては、資機材が散逸しないよう配置場所を定め、おおむね用途ごとに表示又は同一種類をひとつにまとめ、他の物品とは明確に区分し、物品ごとに整理整頓されており、搬出にあたって支障がないよう必要な移動スペースも確保されていた。

また、災害発生時において県・市町村間で迅速な対応ができるよう、県の備蓄情報を、「県水防計画」に反映させ、市町村を含めた関係機関との間で情報共有できる態勢を整えている。

さらに、市町村からの貸出要請に備え、鍵の保管場所や夜間・休日の対応方法を保管機関内で情報共有することにより、貸出要請に適切に対応できる態勢を整えるとともに、迅速かつ安全に資機材を現場に届けるため、関係機関からの情報に基づき、通行路線を定め輸送路を確保するシステムも構築されていた。

その他、災害復旧に必要となる人員や建設機械を速やかに確保するため、徳島県建設業協会をはじめ、各種団体と「大規模災害発生時の支援協定」を締結するなど、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図る態勢を整えている。

ウ 品質・機能の確保について

「県水防計画」の更新にあわせて、各保管場所ごとに、年1回の定期点検を実施し、品目、数量及び毀損状況の確認を行っている。

水防活動により資機材が使用された場合、また、定期点検において、破損や劣化により使用できないことが確認された場合は、随時補填及び更新を行っていた。

エ 定期的な使用訓練について

国と四国四県において定期的に年1回水防演習を持ち回りで行っており、平成25年度には、国と徳島県等が主催して吉野川水防演習を、三好市の吉野川左岸河川敷にて関係機関44団体約600人の演習参加者のもと実施した。

水防演習においては、土のうづくりや漏水・亀裂対策工としての月の輪工等の水防工法の実施訓練を行った。

平成26年度は高知県の四万十川左岸河川敷で、平成27年度は愛媛県の肱川右岸河川敷で同種の水防演習を行い、徳島県関係者も参加している。

また、各市町村においては、それぞれの水防計画に基づき、保有している資機材等を活用して、市町村の防災訓練とあわせて定期的に訓練を行っている。

[意見]

近年の気候変動による，局地化，集中化，激甚化といった降雨の「新たなステージ」に対応するため，河川の氾濫を防止する河川改修を計画的に行うとともに，水防体制の強化に資する水防資機材の適正な確保や活用，国・県・沿川市・町及び水防団等による共同点検の実施，さらに，「迅速な避難行動」を支援する事前防災行動計画（タイムライン）の策定等，引き続き減災に向けたハード・ソフト一体的な取組を進めていただきたい。

（３）雪害について

ア 防災資機材等の調達・確保について

防災人材育成センター及び西部・南部総合県民局に配備されている雪害対策用の資機材は，平成26年12月の県西部における大雪による被害を受け，市町村及び消防機関へ貸し出すために必要な孤立者救助用資機材，孤立者用支援物資運搬用資材，除雪用資材等を緊急的に調達したものである。

調達に当たっては，山岳救助隊を保有する都道府県の状況を参考に，品目及び数量を選定している。

県警察においては，近年の登山ブームに伴い，山岳遭難が多発傾向にあることから，平成26年4月に「徳島県警察山岳警備隊」を組織した。

こうした中，平成26年12月の県西部における大雪による被害を受け，山岳警備隊員が迅速かつ的確な搜索，救助及び救護活動を行えるよう，雪山登山用品30セットを緊急的に調達したものである。

調達数は，雪山遭難・雪害被害の発生想定と山岳警備隊員の人員配置に基づいている。

イ 保管場所と保管態勢について

現在，防災人材育成センター他2箇所分散配備されている雪害対策用の資機材は，当初，全てが防災人材育成センターに配備された。

その後，分散配置の必要性の検討を踏まえ，平成27年度に西部総合県民局及び南部総合県民局へ，各県民局からの要望を聞いた上で，分散して配置し，その際，各市町に周知した。

その上で，平成28年1月に大雪になることが予想された際には，事前に各県民局から市町に対して，保管している資機材について，改めて周知した。

資機材の保管にあたっては，資機材が散逸しないよう配置場所を定め，用途ごとに表示又は同一種類をひとつにまとめ，他の物品とは明確に区分し，棚により物品ごとに整理整頓されていた。

また、貸与要請に基づき、資機材が確実に輸送できるよう、県の公用車を活用するほか、深刻な大雪被害が発生した場合は、協定を締結している県トラック協会等に搬出を依頼することも想定している。

県警察が配備した資機材は、県警本部及び警備部機動隊、並びに雪害被害が想定される主要な山岳地帯を管轄する4警察署（那賀・阿波吉野川・美馬・三好）に保管場所を確保している。

資機材の保管にあたっては、資機材が散逸しないよう配置場所を定め、用途ごとに表示又は同一種類をひとつにまとめ、他の物品とは明確に区分し、棚や保管庫等により物品ごとに整理整頓されていた。

また、救助活動が、一つの警察署の態勢のみでは対応できないときは、警察本部長に山岳警備隊の派遣要請を行うことにより、支援が得られる態勢となっている。

ウ 品質・機能の確保について

雪害対策用資機材は、配備されて間もないことから、今後、他の資機材と同様に、定期的な点検や使用訓練により劣化具合や稼働状況の確認を行い、必要に応じ修繕、補填及び更新を計画的に実施し、適正な品質・機能の確保を図ることとしている。

エ 定期的な使用訓練について

防災人材育成センターにおいては、消防学校で実施される初任教育訓練、あるいは専科教育訓練（救助科・警防科）において使用訓練を行っている。

また、県の総合防災訓練など県主催の訓練でも使用するほか、市町村等が実施する訓練の際に貸し出し、使用方法を習熟させることにより、災害発生時の市町村等の災害対応力の強化を図ることとしている。

県警察においては、山岳警備隊員が配属されている三好警察署では平成27年3月、那賀警察署では同年5月に個別の使用訓練を実施している。

また、同年6月、山岳救助の先進県である富山県警の山岳警備隊から講師を招聘し研修会を開催した後、つるぎ町貞光において山岳遭難想定訓練を実施し、ヘリコプターのホイスト訓練等を行っている。

今後、各警察署から隊員を招集し訓練を重ねるとともに、隊員に対する教育訓練の機会を確保することにより、雪害に対応できるよう隊員の資質向上に努めることとしている。

[意見]

平成26年12月に県西部で起こった大雪被害では、孤立集落への対処など、新たな課題が浮かび上がった。

雪害に対する事前の備えとして、孤立集落の通信手段の確保等について市町村を支援するとともに、緊急配備した資機材については、被害の発生を最小限に食い止めるよう、必要に応じて、更なる拡充を検討していただきたい。

また、防災人災育成センターにおいては、今後も引き続き消防学校で実施する各種訓練で資機材を積極的に活用するなど、災害対応力の強化を図っていただきたい。

県警察においては、本県のように積雪量の少ない地域では、雪山を想定した実践的な訓練が実施しにくい状況ではあるが、先進県の協力も得ながら実効性のある訓練を着実に実施し、災害発生時に迅速かつ的確に救出救助活動を行えるよう、人材育成に努めていただきたい。

第5 まとめ

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」では、想定をはるかに超える地震津波により、東北地方を中心とした広い地域が甚大な被害となった。

本県においても、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震について、今後30年以内の発生確率が70%程度と非常に切迫しており、この地震が起こった場合、大きな揺れや津波による壊滅的な被害が予想される。

このため、東日本大震災の課題と教訓から、これまでの防災だけでなく、新たに「助かる命を助ける」減災の視点を加えた取組を加速させている。

また、近年、全国的にも気候変動による異常気象や自然災害が頻発しているが、今後、自然災害の危険性が更に高まることが危惧される。

こうした確実に迫り来る大規模災害や、高まる自然災害リスクに適切に対応し、県民の財産と生命を守る取組は県政の最も重要な課題である。

災害が発生し、県民が被災した場合に備え、尊い人命が失われないように、防災を担当するすべての関係機関が、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策を役割分担するとともに相互に連携し、県民の安全・安心の確保に向けた取組を、より一層望むものである。